福島原発被害千葉集団訴訟

公正な判決を求める署名のお願い

皆様方の、自然環境の保全、公害の根絶、反原発運動、働く者や消費者の権利を守る取り組み、憲法と平和を守る活動など、基本的な人権の確立に向けた取り組みに、心から敬意を表します。さて、２０１１年（平成２３年）３月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、私たち日本国民が、これまで経験したことがない未曾有の被害と損害を及ぼし続けています。

千葉訴訟（第１陣）とは、福島から千葉県内に避難してきた住民１８世帯４７名が原告となり、事故から２年が経過した２０１３年３月１１日（一部は追加提訴）に裁判を提起した事件です。原告達は、住み慣れたふるさとを着の身着のままで追われ、家族はバラバラにされ、誇りを持って励んできた仕事も、友と学んだ学校生活も根こそぎ奪われ、何物にも代え難い思い出が詰まった品々も、財産も全て失いました。原告達は、その一端を原告本人尋問などで語りましたが、その悲しみ、苦しみ、悩み、悔しさ、そして怒りには、到底筆舌に尽くし難いものがあります。この事故の原因が、「安全神話」を振りまきつつ安全対策を怠り続けてきた東京電力と、それを主導してきた歴代政府（国）にあることは明らかです。

現在、東京電力と国を被告として、全国各地の裁判所に約３０もの集団訴訟が提起され、１万人を超える人々がたたかいに立ち上がっています。そのなかでも、千葉訴訟は進行が最も早い事件の一つで、２０１７年１月３１日には結審し、その後の遅くない時期に判決が言渡される予定です。その後に続く各地の判決に重大な影響を与えることは必至であり、私たちもその責務の重さを痛感しています。

相次ぐ人事異動のために、判決をする千葉地裁の裁判官３名は、一人の原告本人尋問にも立ち会っていません。にもかかわらず、原告らの再審問の申請を却下し、被害の実態を総体として証言できる立場にある南相馬市小高区行政区連合会会長（当時）の証人調べも行わなかったばかりか、原告らの再三にわたる現地検証を求める切実な要求にも応じませんでした。原告らの声に謙虚に耳を傾け、被害の実態を直視し、原告らの被害を救済する立場に真に立たせるためには、今後とも広範な国民の声を届け、さらに説得を尽くす必要があります。私たちは、国と東電の法的責任を明確に認めさせるとともに、原告達が受けた甚大な損害を償うに足りる賠償を命じる判決を勝ち取るために、今後とも全力を尽くす決意です。

つきましては、公正判決を求める署名に取り組むことと致しました。当面１０万筆を目標にします。皆様のご理解とご協力とを、心から訴えます。なお、第１次集約日を、結審予定日である２０１７年１月３１日とさせていただきます。

千葉県原発訴訟原告と家族の会

原発被害救済千葉県弁護団

千葉県原発訴訟の原告と家族を支援する会